

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第3号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年11月17日 11時25分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市 由利島灯台から真方位055° 1.4海里付近 (概位 北緯33° 51.5′ 東経132° 33.4′)	
事故等調査の経過	平成21年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官(広島事務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{かずえい} 一栄丸、4.9トン EH3-23880 (漁船登録番号)、個人所有 B 漁船 ^{てつ} 鉄丸、3.4トン EH3-24493 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首に損傷 B 右舷船首外板に損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、由利島付近の漁場で操業を繰り返し、針路約223° (真方位、以下同じ。) 速力約9ノット (kn) で航行中、B船は、船長1人が乗り組み、由利島東方の漁場でたちうお漁を繰り返し、針路約313° 速力約2kn で航行中、平成20年11月17日11時25分ごろ、A船の船首とB船の右舷船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、前方の適切な見張りを行わなかったため、前路に他船はいないものと思い込んでいた可能性があると考えられる。 B船は、A船が接近して来ることに気付いたが、同船を操船する人影を見て安心し、衝突を避けるための適切な動作をとらなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、由利島東方沖において、A船が南西進中、B船が北西進中、A船が前方の適切な見張りを行わず航行し、また、B船が衝突を避けるための適切な動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	